独立行政法人 日本貿易振興機構
（２０２７年４月～２０２８年３月定期刊行物の購入）

公 募 説 明 書

２０２６年１０月
独立行政法人 日本貿易振興機構

公募説明書の目次
（２０２７年４月～２０２８年３月定期刊行物の購入）

① 公募説明書（３～８ページ）
②様式：見積書（９ページ～）

＜別冊＞
仕様書
契約書（案）

公 募 説 明 書

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長　　片 岡　進

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「日本貿易振興機構」という。）の公募公告（２０２６年１０月２７日付）に基づく公募等については、日本貿易振興機構規程及び公募公告に定めるもののほか、この公募説明書によるものとする。

１．公募に付する事項

（１）案件名及び数量　　２０２７年４月～２０２８年３月定期刊行物の購入　計６７誌

（２）調達案件の内容等　別冊仕様書のとおり。

（３）履行期間　　２０２７年４月１日から２０２８年６月３０日まで。
但し、電子資料は２０２８年３月３１日までとする。

（４）履行場所　　別冊仕様書のとおり。

（５）応募方法

①応募者は、契約条件を契約書（案）に基づき十分考慮して、仕様書等に規定するもの等一切の諸経費を含め金額を見積もるものとする。

②タイトルごとに最低価格を提示した者を発注先とするので、応募者は、様式：見積書フォーム（Excel ファイル）の書式に従って算出した見積額を提示すること。

③応募者は、様式：見積書フォーム（Excel ファイル）において、提供可能なタイトルについてのみ見積額を記載し、提供不可能なタイトルについては、見積額記入欄を空欄とすること。

④見積書フォーム（Excel）には以下の金額を記載すること。

(a) 消費税抜の課税対象単価を入力

(b) 特定課税対象金額（海外で提供される電子資料のライセンス料（リバースチャージ方式による納税額は含めない））を記載すること

(c) (a)、(b)の金額の集計（Excel 上は各タイトル毎に自動集計）

⑤見積書は課税対象別に集計し、消費税(8%,10%)を加算して作成すること。

⑥応募者は、見積書提出後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

２．応募者に求められる義務

（１）応募者は、次の＜提出物一覧＞にて定める書類を、見積書の受領期限までに提出しなければならない。

＜提出物一覧＞

①〔様式〕見積書フォーム（Excel ファイル）

② 見積書（応募者既存様式）

（２）応募者は、提出した見積書等の引換、変更又は取消をすることができない。

（３）公募結果通知日の前日までにおいて、見積書等に関し日本貿易振興機構より説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

３．見積書の提出場所等

（１）見積書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

（原本）〒261-8545　千葉県千葉市美浜区若葉３丁目２番２号

日本貿易振興機構　アジア経済研究所　研究推進部 研究事業開発課　担当　高橋

TEL：043-299-9667　E-Mail: doukou_proc@ide.go.jp

（２）見積書の受領期限

２０２６年１１月２０日　１６時００分

E-Mail での送付（PDF 化した送付書類、原本として扱う）又は郵送等による場合は必着のこと

（３）公募結果の通知

書面により通知する。

（４）見積書の提出方法

①応募者は、公募説明書、別冊の仕様書及び契約書（案）を熟知のうえ応募しなければならない。

②応募者は、次に掲げる事項を記載した応募者既存の見積書を頭紙とし、見積単価を入力した様式：見積書フォーム(Excel ファイル)を添付のうえ、Ｅメール、直接又は郵便等のいずれかで提出しなければならない。

(ｱ)案件名「２０２７年４月～２０２８年３月定期刊行物の購入」

(ｲ)応募者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（法人の場合は代表者印とする。外国人の署名を含む。以下同じ。）

(ｳ)見積書の有効期限を２０２７年２月２８日以降に設定し、設定した有効期限を記載

③応募者は、上記３．（４）②で定める提出物の提出と同時に、タイトルごとの見積額を入力した様式：見積書フォーム（Excel ファイル）の電子媒体を上記３．（１）のＥメールアドレス(doukou_proc@ide.go.jp)に送付すること。

④Ｅメールでの提出

見積書(ＰＤＦ、原本扱い)と見積書フォーム（Excel ファイル）を３．(１)宛にＥメールにて送付すること。

⑤直接提出

直接に提出する場合は、上記３．（４）②で定める提出物を封書に入れ、応募者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し、「公募（２０２７年４月～２０２８年３月定期刊行物の購入）の見積書在中」と朱書のうえ、提出しなければならない。この場合において、上記３．（４）③で定める提出物を同時にＥメールにて送付しなければならない。

⑥郵便等による提出

信書便（書留郵便等配達の記録が残るものに限る。）により提出する場合は、直接に提出する場

合と同様に上記３．（４）②で定める提出物を封書に入れ、応募者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記し、「公募（２０２７年４月～２０２８年３月定期刊行物の購入）の見積書在中」と朱書のうえ、上記３．（１）宛に見積書の受領期限までに送付しなければならない。この場合において、上記３．（４）③で定める提出物を同時にＥメールにて送付しなければならない。

（５）応募の無効

応募で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

①案件名及び見積金額のない見積書による応募

②案件名に重大な誤りのある見積書による応募

③記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）の欠く見積書による応募

④金額を訂正した見積書でその訂正について印の押していないものによる応募

⑤誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である見積書による応募

⑥明らかに連合によると認められる応募

⑦公募公告及び公募説明書において示した見積者に求められる義務等を履行しなかった者の応募

⑧見積書の受領期限までに見積書及び様式：見積書フォーム（Excel ファイル）の電子媒体が到着しない応募

⑨独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の応募

⑩上記①から⑨以外に本公募説明書の記載事項に違反した入札

⑪その他契約を締結することにより日本貿易振興機構の信用を毀損する恐れがあるなど、契約相手方として不適当であると認められる者の応募

（６）公募の延期等

応募者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、公募を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該公募を延期し、又はこれを廃止することがある。

４．発注先の決定方法

（１）上記３．（４）に従い見積書を提出し、公募説明書において明らかにした要求要件をすべて満たした応募者であって、公募説明書に定める１タイトルごとに最低価格を提示した者をそれぞれ発注先とする。

（２）最低価格を提示した者が２者以上あるときは、当該見積者に再見積もりを依頼し、最低価格を提示した者を発注先とする。

５．その他

（１）支払条件

仕様書による。

（２）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

（３）契約書の作成の要否　要。

ただし、１者につき発注金額の合計が２５０万円未満の場合には作成を省略することができる。

（４）発注先決定後においても、当該応募者が提出した書類等について虚偽の記載があることが判明した場合には、発注先の決定を取り消し、当該応募者に対して損害賠償等を求める場合がある。

（５）本調達案件は２０２７年度以降に関わるものであるため、予算等の都合による履行期間の変更又は案件の取り止めを行うことがあり得る。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④一者応札又は一者見積である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

様式

見 積 書 フォーム